

第八章 開発行為等における水道施設の整備

開発行為等に係る給水施設の取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、岩沼市水道事業（以下「水道事業」という。）の給水計画に影響する開発行為等の事業者（以下「事業者」という。）に対して、給水施設の工事の適正化を図るために必要な事項を定めることにより、水道事業の円滑な運営に資することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この要綱は、開発行為等に伴い水道事業が開発区域内の需要者に給水するのに必要な給水施設を対象とする。

2 前項に定める開発行為又はその他事業であっても、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が維持管理上、水道施設と一体化の給水施設として設置することが相当と認めたときは、この要綱を適用する。

(事前協議)

第3条 管理者は前条の申し込みに基づいて給水戸数、給水人口、給水量等を審査し、給水施設の管口径、配水管又は給水管からの分岐位置を、給水計画上の水道施設の増設、改良、給水の方法等について開発行為等に係る給水施設事前協議書を提出し、事業者と協議するものとする。

(1) 開発行為等に係る給水施設事前協議書

(設計及び施工の基準)

第4条 事業者は開発行為等に係る給水施設の設計、工事の施工については耐震性を有するものとし、整備の指針は岩沼市給水装置標準工事要綱及び公益社団法人日本水道協会が定めた水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針・解説、によるほか、管理者と協議すること。

(工事の竣工検査)

第5条 事業者は開発行為等に係る給水施設が竣工した時は、竣工図面、その他管理者が必要と認める書類を提出し、管理者の検査を受けなければならない。

(給水施設の帰属)

第6条 竣工後の開発行為等に係る給水施設については、都市計画法第40条第2項の規定に基づき岩沼市に帰属する公共施設の管理引継ぎ書によるものとする。

(要綱に協力しない者に対する措置)

第7条 管理者はこの要綱の遵守について協力を拒む者に対しては、その協力を確保するために必要な範囲で、助言若しくは勧告を行い、又はその者の氏名等を関係機関に通知する等の措置を講ずるものとする。

(準用)

第8条 岩沼市水道事業給水条例及び同条例施行規程の規定は、開発行為等に係る給水施設の工事に準用する。この場合において、「給水装置」は「給水施設」と読み替えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、施行に関して必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

開発行為等に係る給水施設事前協議書

【別紙参照】

様式第2号(第3条関係)

基本計画書

【別紙参照】

開発行為等に関する基本事項

1. 適用基準

- 1 この基本事項は、開発行為等における配水管の計画に関する基本事項を定めたものである。
- 2 配水管の設計計画は耐震性を有するものとし、整備の指針は岩沼市給水装置標準工事要綱及び公益社団法人日本水道協会が定めた水道施設設計指針、水道施設耐震工法指針・解説、によるほか、管理者と協議するものとする。

2. 既設配水管の移設及び改良

- 1 開発行為に伴い、その周囲の配水管網整備が必要とされる場合、これらに係る配水管の増設、改良において、開発行為が起因となるものについては、行為者が負担する。
- 2 開発区域と既設配水管を接続する場合は、分岐する新設配水管には仕切弁を設置し既設配水管の上下流側にそれぞれ仕切弁を設置するものとする。
- 3 原則として、耐震型の不断水割T字管を使用し、接続するものとする。但し、既設管が硬質塩化ビニル管の場合は同径未満の接続しか認めないものとする。

3. 配水管の占用位置（造成区域内）

- 1 オフセットは、官民境界より1.5mとする。
- 2 土被りは、1.2mを基本とする。

4. 埋戻し土

1. 埋戻し材は原則として、洗い砂埋戻しとする。

様式第 1 号(第 3 条関係)

平成 年 月 日

岩沼市水道事業管理者

申請者 住所
氏名

印

開発行為等に係る給水施設事前協議書

下記により、給水施設を設置したいので、関係書類を添えて協議いたします。

記

1. 施行事業
2. 所在地
3. 事業の目的及び概要
4. 添付書類
 - (1)位置図 (S=1/10,000)
 - (2)計画平面図 (S=1/250~1/500)
 - (3)公図
 - (4)給水計画平面図 (S=1/250~1/500)
 - (5)給水計画縦断図 縮尺を図示のこと
 - (6)給水施設標準横断図 縮尺を図示のこと
 - (7)水理計算書
 - (8)基本計画書
 - (9)その他管理者から指示を受けた図書

※給水計画平面図には、道路及び計画地盤高を明記のこと。

事前協議整理番号	平成 年 月 日	第 号
協議成立年月日	平成 年 月 日	

様式第2号(第3条関係)

基 本 計 画 書

主たる給水用途 計画地盤高		最高	m 最低		m	
用途別	計画給水戸数	計画給水人口 (人)	一人一日 最大給水量 (ℓ)	計画給水 最大給水量 (ℓ)	一日最大 給水量 (m ³)	時間最大 給水量 (m ³)

平成 年 月 日

開 発 行 為 着 手 届

岩沼市水道事業管理者 殿

申請者 住所
氏名 印

下記の開発行為について、平成 年 月 日に着手したので、お届けします。

記

1. 事前協議整理番号及び協議成立年月日

事前協議整理番号 平成 年 月 日 第 号
協議成立年月日 平成 年 月 日

2. 開発区域に含まれる地域の名称

3. 開発区域の面積

_____ m²

4. 予定建築物の用途

5. 工事着手及び完成予定年月日

着 手 平成 年 月 日
完 成 平成 年 月 日

6. 添付書類

(1) 工程表

給水装置一部先行工事取扱要綱

第1条 この要綱は、区画整理事業及び開発行為等において道路舗装に先行して、給水装置工事の一部を施行する場合に必要な事項を定める。

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

- (1) 給水装置一部先行工事（以下「先行工事」という。）とは、給水装置工事のうち配水管から分岐し、止水栓までの工事をいう。
- (2) 管理者とは、水道事業管理者をいう。
- (3) 工事業者とは、岩沼市指定給水装置工事事業者をいう。
- (4) 申込者とは、先行工事の申し込みをした者をいう。

第3条 申込者は、工事業者を定め先行工事申込書に記入し、管理者に申込のうえ承認を得なければならない。

第4条 申込者は、次の条件を遵守しなければならない。

- (1) 給水装置の取り出し口径及び取り出し箇所は、宅地分譲後の建築家屋の予定位置を考慮し、決定するものとする。
- (2) 先行工事で施工した給水装置は、給水を開始するまでの間は止水し、防護等の措置を講ずること。
- (3) 先行工事で施工した給水装置について変更または撤去等の必要が生じたときは申込者は入居者等と充分協議のうえ費用負担の方法を決定し施工すること。

第5条 先行工事で施工した給水装置の維持管理は、管理者が指示するまでの間は、申込者の責任において管理するものとする。

- 2 漏水またはその他の事故で管理者が修繕並びにその他必要な処置を行った場合は、これに要した費用は申込者が負担するものとする。

第6条 給水の申込みをしようとする者は、岩沼市給水条例及び同施行規定の定めるところにより管理者に工事の申し込みをするものとする。

- 2 給水の申込みにあたり、滞水による飲用不適になるおそれがあると管理者が判断したときは、申込者または給水申込者は自己の負担で仮管を布設するものとする。

附則

- 1 この要綱に疑義が生じたときは、管理者が決定するものとする。

給水装置一部先行工事申込書

岩沼市水道事業管理者 殿

申 込 者	住所	施 工 業 者	住所
	氏名		業者名
工事場所	電話		

区画整理事業に伴う道路舗装に伴い下記により給水装置の一部先行工事を施工したいので申し込みます。

記

① 区画数及び先行数

	(申込時)	(竣工時)
区画数	区画	区画
先行数	箇所	箇所

② 給水開始希望年月日

平成 年 月 日

③ 添付書類

1) 位置図 縮尺1/2500

2) 造成平面図 縮尺1/2500

(区画毎に引き込み管口径、寸法を記入のこと)

(区画毎通し番号を記入のこと)

3) 標準横断面 縮尺1/50

4) 立面図

(仕切弁等を基準として分岐、引き込み箇所の寸法を記入のこと)

④ その他

1) この工事による設計施工は、岩沼市給水条例及び同施行規定に従い施行します。

給水装置一部先行工事申込書

岩沼市水道事業管理者 殿

申込者	住所	施工業者	住所
	氏名		業者名
工事場所			電話

開発行為に伴う道路工事に伴い下記により給水装置の一部先行工事を施工したいので申し込みます。

記

① 先行工事場所

住 所

② 給水開始希望年月日

平成 年 月 日

③ 添付書類

1) 位置図 縮尺1/2500

2) 造成平面図 縮尺1/2500

(区画毎に引き込み管口径、寸法を記入のこと)

(区画毎通し番号を記入のこと)

3) 標準横断図 縮尺1/50

4) 立面図

(仕切弁等を基準として分岐、引き込み箇所寸法を記入のこと)

④ その他

1) この工事による設計施工は、岩沼市給水条例及び同施行規定に従い施行します。